

令和元年度 第2回 枚方市国民健康保険運営協議会

(資 料)

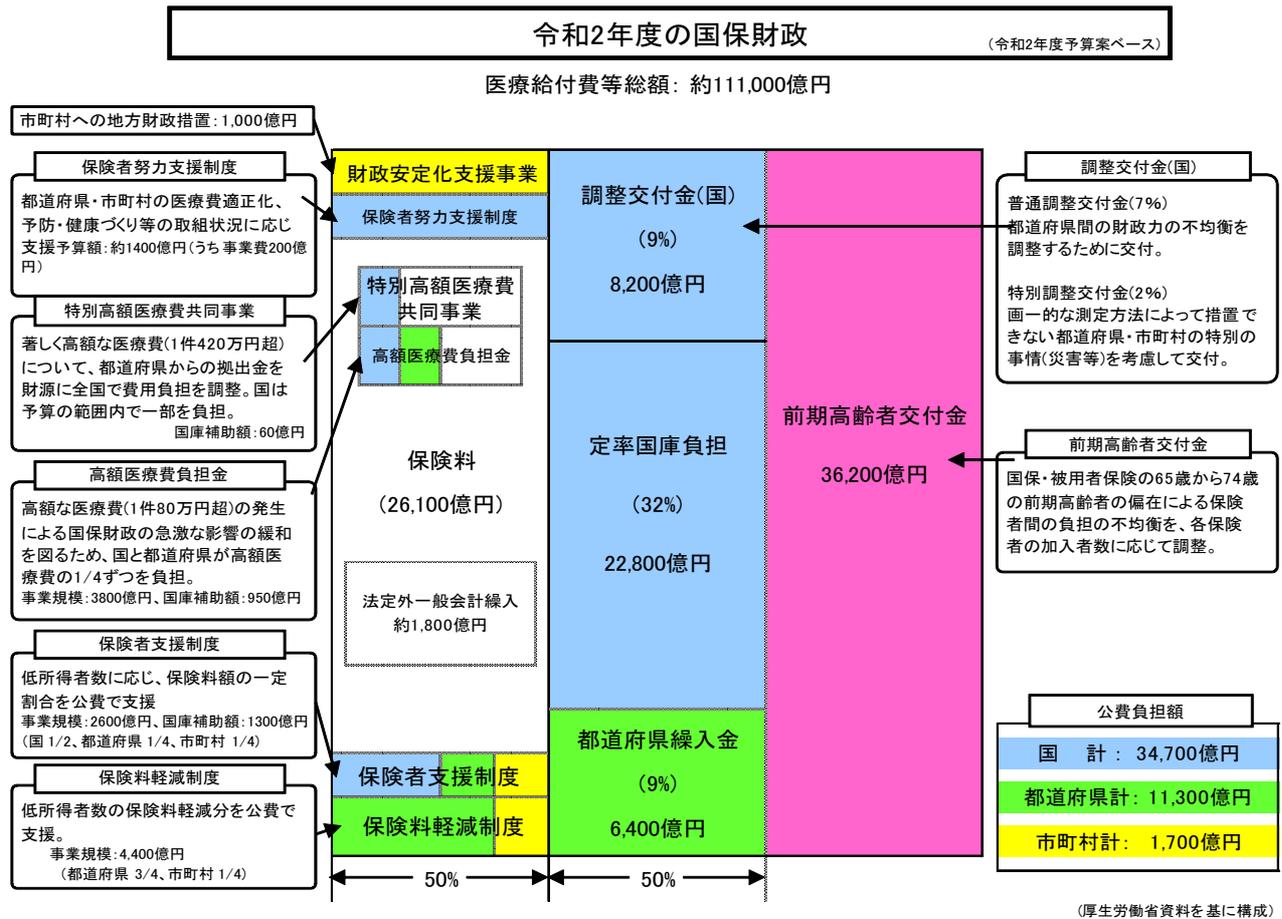
令和2年(2020年)2月5日

枚方市 健康部 国民健康保険室

目 次

1. 市町村国保の財政構造について（令和2年度国予算ベース）	1
2. 国民健康保険特別会計の仕組み	1
3. 大阪府国民健康保険の状況	2
(1) 被保険者数	
(2) 保険給付費の増	
4. 市町村標準保険料率	3
5. 枚方市保険料率の算定	4
(1) 大阪府による激変緩和措置	
(2) 本市における激変緩和措置等	
(3) 賦課総額について	
(4) 賦課限度額について	
6. 令和2年度 保険料率等（案）について	6
7. その他保険料の軽減措置	6
8. 所得階層別・世帯人数別保険料比較表	7
(1) 医療給付費分および後期高齢者支援等金分	
(2) 医療給付費分・後期高齢者支援金等分および介護納付金分	
9. 令和2年度 保険料のモデルケース	9
10. 令和2年度 枚方市国民健康保険特別会計 当初予算（案）	9
11. 枚方市国民健康保険財政調整基金（仮称）の設置について	10
12. 令和2年度 国民健康保険制度の適正な運営に向けた本市の取り組み	10
(1) 資格適正化の取り組み	
(2) 保険料徴収の取り組み	
(3) 保険給付適正化の取り組み	
(4) 保健事業推進の取り組み	

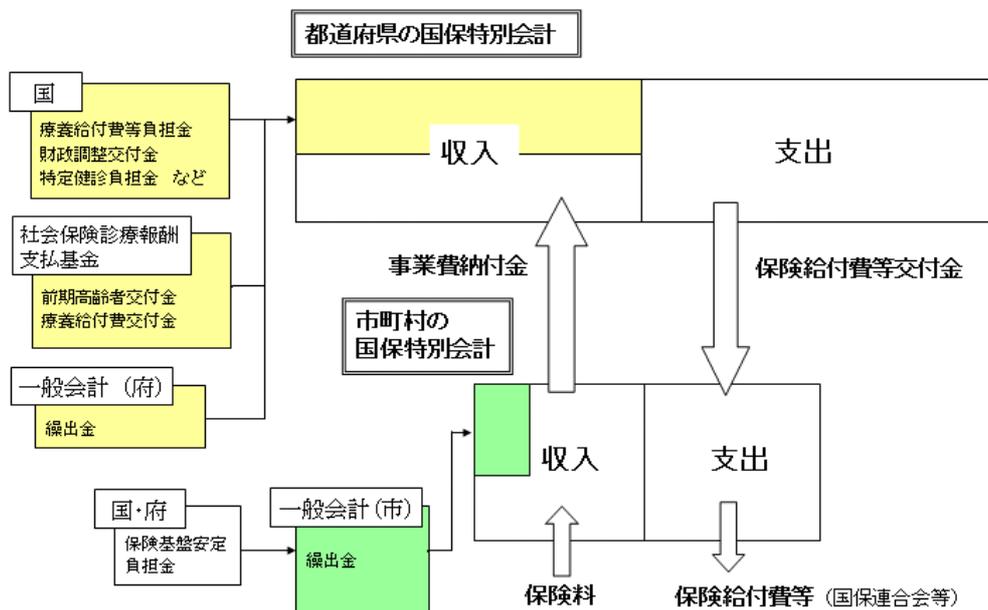
1. 市町村国保の財政構造について（令和2年度国予算ベース）



2. 国民健康保険特別会計の仕組み

平成30年度からの国民健康保険制度改革により、都道府県と市町村はともに保険者となり、都道府県は財政運営の責任主体としての役割を担うこととなりました。

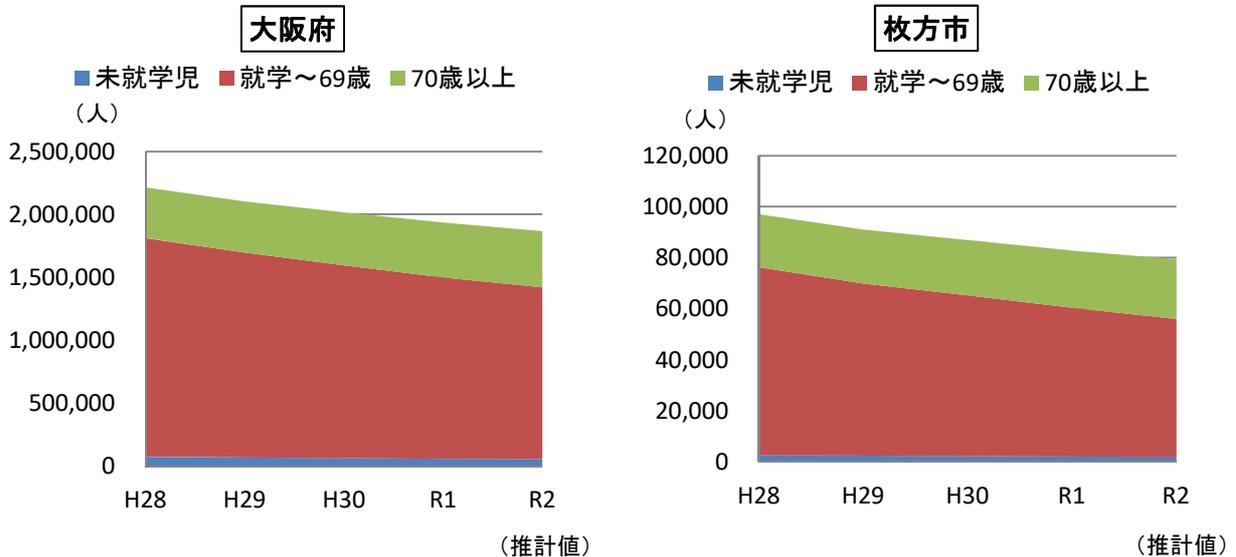
市町村は徴収した保険料等を都道府県へ事業費納付金として納付します。都道府県は各市町村から集まった事業費納付金等を財源として、各市町村へ保険給付に係る費用を交付金として交付します。



3. 大阪府国民健康保険の状況

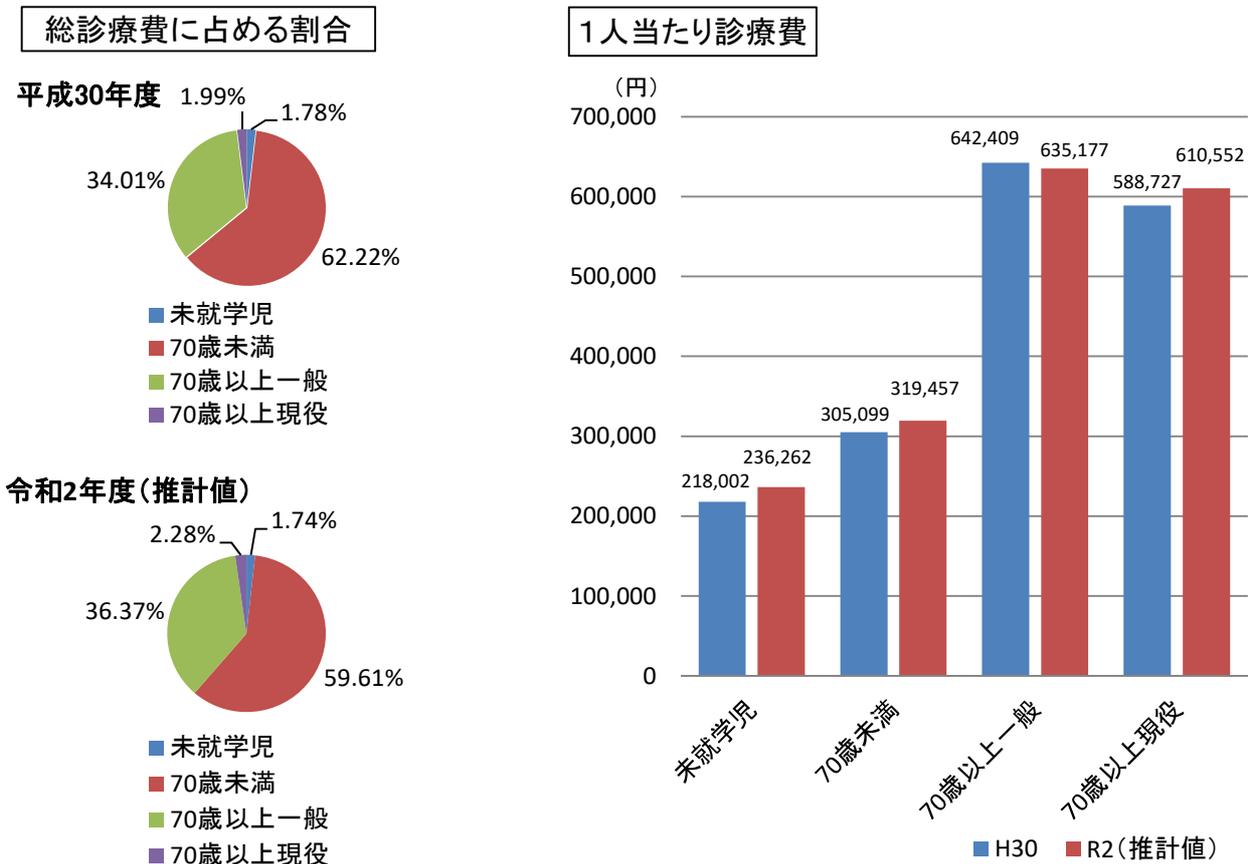
(1) 被保険者数

社会保険の適用拡大等により、全国の傾向と同じく大阪府においても減少傾向にあり、令和2年度は前年度より約7万7千人減の約186万6千人と見込まれています。すべての団塊の世代（1947～49年生まれ）が70歳に移行することから、高齢者の割合が増加しています。



(2) 保険給付費の増

総診療費に占める70歳以上の割合が、36.00%から38.65%と2.65%も増加しており、この世代の1人当たり診療費は70歳未満と比べ約2倍となっていることから、高齢者の割合増加に伴う診療費の自然増が見込まれています。これにより令和2年度の1人当たり保険給付費は、前年度より約9,900円増の約33万7千円と算定されています。



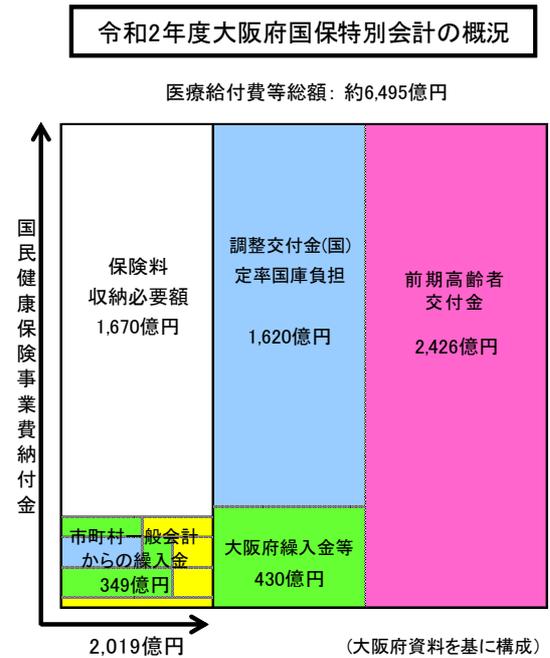
4. 市町村標準保険料率

大阪府国民健康保険特別会計の医療給付費等分の財源は、右の図のように構成されています。

後期高齢者支援金等分及び介護納付金分についても同様に、国から示された係数をもとに推計した後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に必要な経費から公費等を控除し、市町村が納める国民健康保険事業費納付金を算定しています。

大阪府は、市町村が国民健康保険事業費納付金を納めるために保険料として集める必要がある額を勘案し、「市町村標準保険料率」を示します。

大阪府においては、離島やへき地がないなど医療環境の格差が小さいこと、市町村間の医療費水準に大きな格差がないことから、被保険者間の負担の公平化を図るため、府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、令和6年度を目途に市町村標準保険料率に統一することを目指しています。



《大阪府内全体の算定結果》

	激変緩和措置前 事業費納付金 (A)	一般会計からの 繰入金等 (B)	保険料 収納必要額 (A-B)
医療分	201,900,407 千円	34,938,763 千円	166,961,644 千円
後期分	55,379,387 千円	6,419,233 千円	48,960,154 千円
介護分	22,018,564 千円	2,392,153 千円	19,626,411 千円

一般被保険者数	介護2号被保険者数	一般世帯数	所得総額 (医療分)
1,865,960 人	603,314 人	1,178,788 世帯	914,696,624 千円

令和2年度市町村標準保険料率 (大阪府統一保険料率)

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.05%	32,015 円	33,785 円	61 万円
後期分	2.69%	9,358 円	9,875 円	19 万円
介護分	2.66%	19,729 円	—	16 万円

(参考：平成31年度)

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.57%	29,713 円	31,799 円	58 万円
後期分	2.69%	9,249 円	9,898 円	19 万円
介護分	2.58%	19,134 円	—	16 万円

5. 枚方市保険料率の算定

令和6年度を目途に府内統一保険料を目指すにあたり、新制度施行後6年間（平成30年度～令和5年度）は保険料が急激に増加することがないように、大阪府及び本市において、次のとおり激変緩和措置を講じます。

（1）大阪府による激変緩和措置

平成28年度と令和2年度の1人当たり保険料必要額を比較し、令和2年度に増加となる保険料負担の影響額に対し、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、それぞれに対し激変緩和措置が講じられます。

激変緩和措置額は、大阪府へ納付する国民健康保険事業費納付金からあらかじめ控除されることから、保険料率の算定上、賦課総額の減額につながります。

	激変緩和措置前 事業費納付金 (A)	大阪府による 激変緩和措置額 (B)	一般会計からの 繰入金等 (C)	保険料 収納必要額 (A-B-C)
医療分	8,801,574千円	972,479千円	1,583,919千円	6,245,176千円
後期分	2,417,875千円	—	299,520千円	2,118,355千円
介護分	867,712千円	32,767千円	103,390千円	731,555千円

（2）本市における激変緩和措置等

ア. 賦課割合の段階的変更

激変緩和期間（6年間）で段階的に大阪府が示す市町村標準保険料算定に基づく割合へ近づけていきます。(単位:%)

		所得割	均等割	平等割
平成29年度 枚方市賦課割合	医療分	54.0	26.0	20.0
	後期分	54.0	26.0	20.0
	介護分	50.0	50.0	—
平成30年度 枚方市賦課割合	医療分	53.0	27.0	20.0
	後期分	53.0	27.0	20.0
	介護分	49.0	51.0	—
平成31年度 枚方市賦課割合	医療分	52.0	28.0	20.0
	後期分	52.0	28.0	20.0
	介護分	49.0	51.0	—
令和2年度（案） 枚方市賦課割合	医療分	51.0	29.0	20.0
	後期分	51.0	29.0	20.0
	介護分	48.0	52.0	—
令和2年度 市町村標準保険料率	医療分	46.72	32.25	21.03
	後期分	46.94	32.12	20.94
	介護分	44.57	55.43	—

イ. 予定収納率の設定について

市町村標準保険料率の算定に大阪府が用いた本市の予定収納率は、91.59%ですが、保険料負担の公平性を確保することと、予定収納率を高く設定することで賦課総額が小さくなり、1人当たり保険料額の抑制につながることから、本市の実績収納率が年々向上していることを踏まえ、令和2年度の予定収納率は93.00%とします。

《収納率の推移（一般被保険者現年度分）》

平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 予定収納率	令和 2 年度 予定収納率 (案)
89.92%	90.43%	91.95%	91.50%	93.00%
市町村標準保険料率		89.83%	91.02%	91.59%

(3) 賦課総額について

保険料収納必要額を予定収納率で割り戻し、算出した賦課総額は次のとおりです。

	保険料収納 必要額 (A)	予定収納率 (B)	賦課総額 (A/B)	賦課割合		賦課額
医療分	6,245,176 千円	93.00%	6,715,243 千円	所得割	51%	3,424,774 千円
				均等割	29%	1,947,420 千円
				平等割	20%	1,343,049 千円
後期分	2,118,355 千円	93.00%	2,277,801 千円	所得割	51%	1,161,679 千円
				均等割	29%	660,562 千円
				平等割	20%	455,560 千円
介護分	731,555 千円	93.00%	786,618 千円	所得割	48%	377,577 千円
				均等割	52%	409,041 千円

(4) 賦課限度額について

大阪府の保険料算定方式に基づき、平成31年度法定賦課限度額を適用し、基礎賦課額（医療給付費分）に係る賦課限度額を現行の58万円から61万円へ引き上げます。

《賦課限度額の推移》

(単位：万円)

	平成 30 年度			平成 31 年度			令和 2 年度		
	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分
国	58	19	16	61	19	16	63	19	17
枚方市	54	19	16	58	19	16	61	19	16

6. 令和2年度 保険料率等(案)について

基礎賦課総額 (医療給付費分)			6,715,243千円	
一般被保険者数見込	79,377人		一般世帯数見込	49,048世帯
所得総額	40,686,047千円			
保険料賦課割合			料率	賦課限度額
所得割	51%	3,424,774千円	8.42%	61万円
均等割	29%	1,947,420千円	24,540円	
平等割	20%	1,343,049千円	27,390円	

後期高齢者支援金等賦課総額			2,277,801千円	
一般被保険者数見込	79,377人		一般世帯数見込	49,048世帯
所得総額	40,361,802千円			
保険料賦課割合			料率	賦課限度額
所得割	51%	1,161,679千円	2.88%	19万円
均等割	29%	660,562千円	8,330円	
平等割	20%	455,560千円	9,290円	

介護納付金賦課総額			786,618千円	
第2号被保険者数見込	23,446人			
所得総額	13,982,838千円			
保険料賦課割合			料率	賦課限度額
所得割	48%	377,577千円	2.71%	16万円
均等割	52%	409,041千円	17,450円	
平等割	—	—	—円	

7. その他保険料の軽減措置

(1) 保険料軽減判定所得の引き上げについて

所得が低い世帯にあつては、応益割（均等割、平等割）の保険料負担が重くなるため、世帯の所得額に応じて応益割保険料額を軽減する制度があります。

5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において世帯の被保険者数に乘じる金額を引き上げ、軽減該当世帯の拡充を図ります。

5割軽減	280,000円 → 285,000円
2割軽減	510,000円 → 520,000円

(2) 保険料の減免

大阪府国民健康保険運営方針に基づく減免を実施します。

また、本市独自の児童扶養減免については、令和2年度は現行どおりとし、今後、大阪府における多子世帯減免の制度化の状況を踏まえ対応を検討します。

8. 所得階層別・世帯人数別保険料比較表

(1) 医療給付費および後期高齢者支援金等分

所得区分：給与

年度	限度額(円)	所得割(%)	均等割(円)	基礎控除額(円)		5期経基礎額(円)		2期経基礎額(円)		総額(千円)	
				平等割(円)	基礎控除額(円)	5期経基礎額(円)	2期経基礎額(円)	5期経基礎額(千円)	2期経基礎額(千円)		
平成31年度	医療	8.07	22,120	25,770	330,000	280,000	510,000	6,596,632			
	後期	2.95	8,090	9,420				2,410,683			
	計	11.02	30,210	35,190				9,007,315			
令和2年度	医療	8.42	24,540	27,390	330,000	285,000	520,000	6,715,243			
	後期	2.88	8,330	9,290				2,277,801			
	計	11.30	32,870	36,680				8,993,044			

収入額 (単位:万)	(単位:円)																							
	1人世帯				2人世帯				3人世帯				4人世帯				5人世帯							
	平成31年度	令和2年度	増減	所得割																				
0 ~ 98	7	7	0	20.700	7	7	0	30.600	7	7	0	37.700	7	7	0	46.700	7	7	0	55.800	7	7	0	
~ 126.5	5	5	0	66.300	5	5	0	82.800	5	5	0	93.700	5	5	0	108.800	5	5	0	123.800	5	5	0	132.100
~ 149	2	2	0	66.900	2	2	0	83.300	2	2	0	94.200	2	2	0	109.300	2	2	0	124.400	2	2	0	132.600
~ 150	2	2	0	113.100	2	2	0	108.700	2	2	0	119.000	2	2	0	134.100	2	2	0	149.200	2	2	0	158.000
~ 155	2	2	0	114.300	2	2	0	109.900	2	2	0	120.100	2	2	0	135.200	2	2	0	150.300	2	2	0	159.200
~ 195	5	5	0	133.900	5	5	0	115.500	5	5	0	125.600	5	5	0	140.800	5	5	0	155.800	5	5	0	164.800
~ 221.5	6	6	0	166.100	6	6	0	178.400	6	6	0	194.800	6	6	0	172.200	6	6	0	187.200	6	6	0	197.000
~ 235.5	7	7	0	186.900	7	7	0	199.400	7	7	0	215.200	7	7	0	192.500	7	7	0	207.700	7	7	0	218.000
~ 276.5	8	8	0	230.500	8	8	0	263.300	8	8	0	226.200	8	8	0	250.300	8	8	0	218.600	8	8	0	229.300
~ 295.5	8	8	0	245.700	8	8	0	278.600	8	8	0	257.600	8	8	0	281.700	8	8	0	305.900	8	8	0	261.500
~ 370	10	10	0	304.500	10	10	0	337.400	10	10	0	297.700	10	10	0	296.600	10	10	0	320.800	10	10	0	337.000
~ 444	11	11	0	363.300	11	11	0	386.100	11	11	0	354.900	11	11	0	385.200	11	11	0	378.100	11	11	0	395.800
~ 442.5	11	11	0	371.200	11	11	0	404.000	11	11	0	412.200	11	11	0	442.400	11	11	0	472.600	11	11	0	454.500
~ 568	14	14	0	484.200	14	14	0	517.000	14	14	0	530.100	14	14	0	560.400	14	14	0	480.400	14	14	0	502.700
~ 689	17	17	0	597.200	17	17	0	630.000	17	17	0	640.300	17	17	0	670.600	17	17	0	590.600	17	17	0	615.700
~ 800	20	20	0	710.200	20	20	0	743.000	20	20	0	739.600	20	20	0	761.800	20	20	0	700.800	20	20	0	728.700
~ 827	22	22	0	738.400	22	22	0	764.900	22	22	0	759.800	22	22	0	770.000	22	22	0	770.000	22	22	0	800.000
~ 855	25	25	0	761.400	25	25	0	785.900	25	25	0	770.000	25	25	0	770.000	25	25	0	770.000	25	25	0	800.000
~ 883	26	26	0	782.400	26	26	0	800.000	26	26	0	770.000	26	26	0	770.000	26	26	0	770.000	26	26	0	800.000
~ 911	30	30	0	800.000	30	30	0	800.000	30	30	0	770.000	30	30	0	770.000	30	30	0	770.000	30	30	0	800.000
~ 1020	30	30	0	800.000	30	30	0	800.000	30	30	0	770.000	30	30	0	770.000	30	30	0	770.000	30	30	0	800.000

(2) 医療給付費分・後期高齢者支援金等分および介護納付金分

所得区分：給与

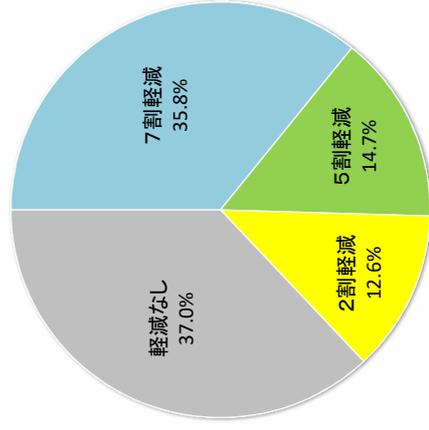
年度	限度額(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	基礎控除額(円)	5割軽減基礎額(円)	2割軽減基礎額(円)	賦課総額(千円)
平成31年度	医療	8.07	22,120	25,770	330,000	280,000	510,000	6,596,632
	後期	2.95	8,090	9,420				2,410,683
	介護	2.65	16,570	-				787,737
	計	13.67	46,780	35,190				9,795,052
令和2年度	医療	8.42	24,540	27,390	330,000	285,000	520,000	6,715,243
	後期	2.88	8,330	9,290				2,277,801
	介護	2.71	17,450	-				786,618
	計	14.01	50,320	36,680				9,779,662

(単位:円)

収入額 (単位:万)	1人世帯				2人世帯			
	平成31年度		令和2年度		平成31年度		令和2年度	
	軽減	増減	軽減	増減	軽減	増減	軽減	増減
0 ~ 98	7	24,400	7	25,900	7	38,500	7	41,000
~ 126	5	79,200	5	82,600	5	102,500	5	107,800
~ 126.5	2	104,500	2	83,300	5	103,300	5	108,400
~ 149	2	135,100	2	140,800	5	133,900	5	139,900
~ 150	85	152,900	2	142,300	5	135,300	5	141,400
~ 155	90	159,700		166,700	2	180,800	5	148,300
~ 195	137	198,700		206,700	2	219,800	2	229,400
~ 221.5	147	224,000		232,500		270,800	2	255,500
~ 235.5	175.5	237,600		246,600		284,500		296,800
~ 276.5	189	276,600		286,500		323,500		336,800
~ 295.5	241	295,100		305,400		341,900		355,700
~ 370	293	366,100		378,300		412,900		428,600
~ 444	300	437,300		451,200		484,100		501,400
~ 442.5	400	446,800		461,000		493,500		511,200
~ 568	500	583,500		601,100		630,200		651,300
~ 689	600	720,200		741,200		766,900		790,000
~ 800	625	850,100		870,200		877,500		903,000
~ 827	650	875,600		898,400		897,700		924,900
~ 855	675	895,800		921,400		917,900		945,900
~ 883	700	915,900		942,400		930,000		960,000
~ 911	800	930,000		960,000		930,000		960,000
~ 1020		930,000		960,000		930,000		960,000

(参考)

軽減世帯の割合(平成31年度)



9. 令和2年度 保険料のモデルケース

●40代夫婦と子ども2人の4人世帯(給与収入は1名のみと想定)

給与収入額	98万円
所得額	33万円
H31	56,600円
R2(案)	60,700円
R2標準保険料率	74,583円

7割軽減該当

給与収入額	150万円
所得額	85万円
H31	165,500円
R2(案)	174,200円
R2標準保険料率	199,185円

5割軽減該当

給与収入額	240万円
所得額	150万円
H31	311,200円
R2(案)	326,200円
R2標準保険料率	367,368円

2割軽減該当

●40歳未満単身世帯

給与収入額	98万円
所得額	33万円
H31	19,500円
R2(案)	20,700円
R2標準保険料率	25,510円

7割軽減該当

給与収入額	126万円
所得額	61万円
H31	63,500円
R2(案)	66,300円
R2標準保険料率	75,389円

5割軽減該当

給与収入額	150万円
所得額	85万円
H31	122,600円
R2(案)	114,300円
R2標準保険料率	129,074円

2割軽減該当

(H31年度は軽減なし)

●65歳以上夫婦2人世帯

(公的年金平均受給額＝国民年金67万円、厚生年金(男)197万円、厚生年金(女)127万円)

夫婦とも国民年金受給

年金収入額	134万円
所得額	0円
H31	28,600円
R2(案)	30,600円
R2標準保険料率	37,922円

7割軽減該当

夫:厚生年金、妻:国民年金受給

年金収入額	264万円
所得額	77万円
H31	96,200円
R2(案)	100,800円
R2標準保険料率	114,859円

5割軽減該当

現役並み所得者*

年金収入額	520万円
所得額	264万円
H31	342,600円
R2(案)	355,700円
R2標準保険料率	389,676円

軽減なし

*70歳以上現役並み所得者は、自己負担割合が3割となる。

※公的年金平均受給額は、平成30年度厚生年金保険・国民年金事業の概況(厚生労働省年金局)を基に算定

10. 令和2年度 枚方市国民健康保険特別会計 当初予算(案)

(歳入)

(単位:千円)

款	2当初(案)	対前年比
1. 保険料	7,729,772	△75,562
2. 府支出金	30,627,096	355,153
3. 繰入金	3,213,743	88,210
4. 諸収入	801,389	87,199

(歳出)

(単位:千円)

款	2当初(案)	対前年比
1. 総務費	642,334	△40,282
2. 保険給付費	29,837,960	337,925
3. 共同事業拠出金	10	△5
4. 保健事業費	414,476	△1,504
5. 国保事業費納付金	11,081,915	201,297
6. 公債費	2,000	△500
7. 諸支出金	35,600	△3,200
8. 予備費	357,705	△38,731

歳入合計 42,372,000 455,000

歳出合計 42,372,000 455,000

11. 枚方市国民健康保険財政調整基金（仮称）の設置について

本市国民健康保険特別会計における安定した財政運営を図るため、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の不足その他やむを得ない財政需要に対応できるよう枚方市国民健康保険財政調整基金（仮称）を設置します。

12. 令和2年度 国民健康保険制度の適正な運営に向けた本市の取り組み

（1）資格適正化の取り組み

郵送戻り等を契機に不現住と認定した者の住民票職権削除依頼と職権による資格消除の実施による資格の適正化を図ります。

日本年金機構から提供される国民年金被扶養者資格の取得、喪失情報を活用し、国民健康保険の資格に関する届出がない被保険者へ働きかけを行うなど、資格適正化の取り組みを進めていきます。

（2）保険料徴収の取り組み

保険料の公平負担の観点から、令和2年度の現年度目標徴収率を93.0%（大阪府より示された標準徴収率は91.59%）とし、滞納繰越分を含めた収納率向上を図るため、下記の取り組みを進めます。

- ①口座振替は特別徴収と並んで保険料徴収の確実な方法であることから、新規加入者への積極的な勧奨を行うと共に、収納方法の多様化を踏まえ、クレジットカードやラインペイによるキャッシュレス決済を導入します。
- ②資力の有無を明らかにするため、情報収集の強化等で財産調査の精度向上を図ります。また、預金や給与等の債権を主とした差押執行に加え、引き続きタイヤロック、インターネット公売などの体制強化に努めます。
- ③債権回収課や納税課との連携強化を図るとともに、大阪府域地方税徴収機構へ参加し、多様な徴収体制を活用していきます。
- ④色紙封筒を使用した催告書等人目につきやすい文書の送付をはじめ、携帯電話・スマートフォンのショートメッセージサービス（SMS）を活用した手法を検討するなど、きめ細やかな催告及び納付相談を実施します。

（3）保険給付適正化の取り組み

社会保険加入後に国保被保険者証を用いて受療したケース等で発生した保険給付（療養給付費返還金）については、文書・電話による催告とともに、保険者間調整の利用を積極的に案内し、発生初期の段階での回収を目指します。その上で回収困難な案件は、本市の債権回収担当部署、本市弁護士職員と連携し、弁護士名を入れた催告書の送付、裁判手続きによる差押などに取り組みます。

レセプト点検については、本市独自の点検員による二次審査を充実させ、前年度を上回る財政効果額が得られるよう努めます。

柔道整復療養費については、多部位・長期又は頻度の高い施術患者に対して、患者照会を実施し、保険による適正な受診について啓発を行います。

あはき療養費受領委任制度が平成 31 年度に導入され、府国保連合会との連携等により適正に審査・支給決定を行う中、長期・頻回・医科重複等についての二次審査に努めていきます。

第三者行為求償事務については、府国保連合会に求償事務を委託していますが、本市として傷病届の提出勧奨に引き続き務めるとともに、医療機関や保健所等の関係機関と連携し、第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報提供を受ける体制構築に努めます。

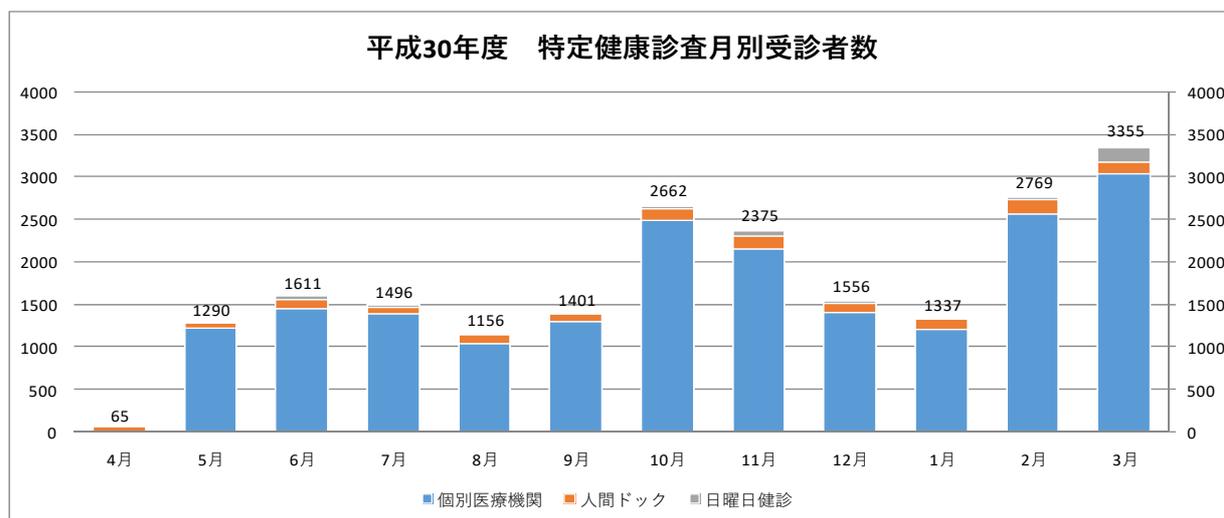
外国人被保険者に係る不正受給防止のため、海外療養費や高額療養費の支給申請時における在留資格等の本人確認や、海外出産に係る出産育児一時金の申請にあつては出生事実の確認を徹底し、適正な給付に努めます。

ジェネリック医薬品の普及に関しては、利用した場合の自己負担額軽減効果を示した啓発を引き続き行い、使用割合の政府目標である 80% に近づけていきます。

(4) 保健事業推進の取り組み

「第 3 期特定健康診査等実施計画・第 2 期データヘルス計画」に基づき、特定健康診査等の保健事業を推進し、特定健康診査受診率の向上等に努めます。特定健康診査の受診、特定保健指導の利用については、引き続き「ひらかたポイント」の付与対象とします。

特定健康診査未受診者に対する受診勧奨については、電話やハガキによる案内とともに、SMS を活用した手法の導入を検討します。また、次の表の月別受診者数の状況から、受診の時期に偏りが見られることを踏まえ、勧奨の時期にも留意し、取り組みます。



糖尿病性腎症重症化予防事業については、新たに未治療者や治療中断者へのアプローチに取り組み、事業の拡充を図ります。

また、多くの生活習慣病の原因となる喫煙への対策として、保健所と連携し、禁煙治療に係る補助金制度の創設や禁煙に関する啓発を行う等、たばこ対策を強化し、医療費の適正化につなげていきます。